改正 5-8 不動産の税務

- 不動産保有時の税金
- (1) 固定資産税 (課税主体:市町村)

— 略 —

●固定資産税

新築住宅用建物 の税額軽減

新築住宅用建物の固定資産税は「固定資産税評価額×1.4%×1/2」で計算する。 つまり、税額を半分にすることができる(平成28年3月31日まで)

適用要件	建物種類	適用期間	限度面積
	中高層耐火建築物	5 年間	120 m ²
	その他	3 年間	

特定の居住用財産の買換えの特例

— 略 —

●主な適用要件

適用期限

平成27年12月31日までの譲渡

5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

— 略 —

●主な適用要件

適用期限

平成27年12月31日までの譲渡

6 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算 及び繰越控除の特例

— 略 —

●主な適用要件

適用期限

平成27年12月31日までの譲渡

※ 青字の個所を変更しました